

## 議第56号

三島市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部を改正する条

例案

三島市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例（平成16年三島市条例第25号）

の一部を次のように改正する。

別表中「5,290円」を「5,380円」に、「3,520円」を「3,580円」に、「7,410円」を「7,540円」に、「4,930円」を「5,020円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に許可した三島市立学校屋外運動場夜間照明設備の利用に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士